

「住みたい、住みつづけたい、男山」を目指して

男山地域まちづくり連携協定を締結

市と関西大学、UR都市機構の三者は「男山地域まちづくり連携協定」を10月25日に締結しました。

男山地域は、日本住宅公団施行の土地区画整理事業により整備され、昭和47年の第一期入居以来、緑豊かな住宅地として成熟してきましたが、近年、住宅の老朽化や住民の少子高齢化で人口が減少しています。そこで、市と男山団地の所有者であり管理者であるUR都市機構は、

関西大学の研究における男山地域・男山団地の再生に関する提案を参考に、活力ある男山地域であり続けるためのまちづくりに取り組みたいと考えて、協定の支援を受けて、協定を締結しました。



協定は、「住みたい、住みつづけたい、男山」を目指して、市、関西大学、UR都市機構が相互に連携、協力することで合意し、次の4項目を連携・協力事項としています。

- ①次世代を育むまちづくりとして、子どもが豊かに育つために、地域で子育てを支えあい、ともに育ちあふ、分かちあふ環境づくりの導入・確立
- ②多世代が根を張るまちづくりとして、高齢者が住み慣れた地域で住み続けられることを目指した「地域包括ケア」の確立
- ③地域に活力を呼び戻すまちづくりとして、地域および団地が連携した新しい機能および活動の導入・確立
- ④住民が主役となるまちづくりとして、地域の多様な活動主体の育成および活動ステージの確保

償却資産の申告は1月31日までに

固定資産税における償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されているものが対象になります。

平成26年1月1日現在に所有されている償却資産については、平成26年度の課税対象となりますので、1月31日までに申告をいただく必要があります。

- ①耐用年数1年未満の資産
- ②取得価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定に
- ③取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年以内一括して均等償却するもの(一括償却資産)
- ④自動車税および軽自動車税の対象となる車両

◎資産の種類

構築物	構築物	門、塀、舗装路面、煙突、ネオン、庭園、その他土地に定着する土木設備など
	建物附属設備	受・変電設備、建物から独立した設備など(家屋に含めて評価されるものは除く) 建物の所有者以外の方が施工した造作など
機械および装置	機械および装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、その他各種製造設備等の機械・装置など
船舶	船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船など
航空機	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両および運搬具	車両および運搬具	大型特殊自動車、動力運搬車、貨車など
工具、器具および備品	工具、器具および備品	パソコン、陳列ケース、看板、測定工具、事務机・椅子、ロッカー、冷蔵庫、自動販売機など

事業主の皆さんへ

個人住民税の特別徴収の実施をお願いします

京都府内全市町村と京都府では、個人住民税の特別徴収を推進しています。

個人住民税(個人の市町村住民税および府民税)は、納税義務者の1月1日現在の住所の市町村に納付していただく必要があります。

特別徴収とは、給与支払者(事業主)が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与から従業員等の個人住民税を差し引いて、市町村に納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者(事業主)には特別徴収義務者として、パート・アルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています(事業主や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません)。

個人住民税の特別徴収を実施されていない給与支払者(事業主)は、法令に基づき適切な特別徴収の実施をお願いします。

熱損失防止改修工事で住宅の固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額(120㎡まで)の3分の1相当額を減額します。

【減額される要件】

- ▽平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること。
- ▽平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間

市税は納期内に納付を

市・府民税(第4期分)の納期限は1月6日です

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は納期内に取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。納期限が過ぎると督促状が送付され、徴収権限が京都地方税機構に移ります。

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。

国民健康保険料後期高齢者医療保険料・介護保険料は納期内に納付をお願いします。納期限を過ぎると督促状が送付され、督促手数料や延滞金が増加されます。

保険料は納期内に納付を!

振替を利用してください。口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または保険料収納課でお申し込みください。

◆問い合わせ 課税課

【減額の期間と範囲】

改修工事が完了した年の、その家屋の翌年度分の固定資産税額(120㎡相当分まで)の3分の1を減額。

【手続き】

改修工事後3カ月以内に、建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関等が作成する「熱損失防止改修工事証明書」と納税義務者の住民票の写しを添付し申請してください。

◆問い合わせ 課税課